



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】10月からの法改正情報

家庭における育児や介護と仕事の両立を図るべく、多様な働き方を実現するための育児介護休業法の改正が4月より実施され本誌でも採りあげました。今年度は10月から同様の目的で追加実施される改正事項があります。法改正の準備に漏れがないか確認しましょう。

育児介護休業法の改正：柔軟な働き化を実現するための措置の義務化（令和7年10月1日施行）

事業主は、**3歳から小学校就学前の子を養育する労働者**に関して、以下5つの措置の中から、**2つ以上の措置を選択**して制度として導入する必要があります

事業主が講ずべき措置	事業主が講ずべき措置の具体的内容
① 始業時刻等の変更	- フレックスタイム制度または時差出勤制度 1日の所定労働時間を短縮することなく実施
② テレワーク等	- 月10日以上利用できること 1日の所定労働時間を短縮することなく実施
③ 養育両立支援休暇の付与	- 年次有給休暇や子の看護等休暇とは別途付与 - 年間10日以上取得可能とすること 1日の所定労働時間を短縮することなく実施
④ 短時間勤務制度	1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むもの
⑤ 保育施設設置運営等	保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）



ここがポイント

● 就業規則の改定を忘れずに

4月から施行されている育児介護休業法の改正点については、年度初めに就業規則の改定業務は完了していると思います。

10月からの改正事項について事業主が講ずべき措置を決めることができなかった会社については、今回、再度就業規則（育児介護休業規程）に当該規定を追加する必要があります。

請負業務や派遣業務など取引先で常駐的に業務に従事する従業員が多い会社の場合、顧客企業との折衝も想定して導入可能な措置を選択しましょう。

労務Room Q & A

Q

柔軟な働き方を実現するための措置等について個別労働者への周知や意向確認とは、どのようなものですか？

A

会社は、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に上記①～⑤で選択した制度について周知し、制度利用の意向を確認をすることが義務化されます。

同様に労働者本人または配偶者が妊娠出産を申し出た時、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立に関する意向を確認をすることも義務化されます。

その他10月からの改正事項

育児介護休業法以外にも10月より法改正が行われます。

まず、雇用保険法では新たに「**教育訓練休暇給付金**」制度が創設されます。雇用保険の被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができる制度です。具体的には以下の条件を満たす者とされています。

- 雇用保険に5年以上加入している一般被保険者であること
- 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間（原則11日以上勤務実績）があること
- 就業規則等に基づく教育訓練を受けるために無給の休暇を取得していること

給付日数は雇用保険の加入期間（算定基礎期間）に応じて90日～150日間となります。ただし教育訓練休暇給付金を受けた場合、給付に係る算定基礎期間がリセットされるため注意が必要です。

また「年収の壁」対策の一環として**健康保険の被扶養者に係る認定基準**が一部改正されます。税制改正によって今年から「特定親族特別控除」制度が始まることを受けて、19歳以上23歳未満の被扶養者における年収基準が130万円未満から「**150万円未満**」に拡大されます。

その他にも最低賃金額が更新されます。最新情報を確認しておきましょう。



【魚くん探知記】 今月の一尾

柳葉魚：ししゃも

飢饉に苦しむ民を救うために神様（カムイ）が柳の葉を魚に変えたアイヌ神話が漢字の語源とされています。

カルシウムやビタミンEが豊富に含まれていて、骨粗しょう症や老化防止に効果絶大です。

シシャモは日本のみに生息する固有種です。秋に北海道の太平洋側の河川を遡上してきますが、現在その数はわずかです。

スーパーでよく見かける“子持ちししゃも”はカラフトシシャモと呼ばれるもので、厳密に言えばシシャモとは別種です。

細かいことばかり言うと愛好家に「**四捨も**五入すれば同じじゃないか」と怒られそうです。



【一劇必撮】 今月一枚



大宮・鉄道博物館

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所